

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 1 6 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスによる肺炎の発生に係る注意喚起について
（協力依頼）

標記について、中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスによる肺炎の発生に係る外務省海外安全情報のスポット情報が出されており、また、昨日15日は、国内でも初めての新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認されております。

厚生労働省検疫所は、武漢市からの帰国者及び入国者に対して、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫官に自己申告するよう呼びかけています。

つきましては、御協力いただきますよう、貴都道府県知事登録の旅行業者等に対し、周知をお願い申し上げます。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020011.html

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08787.html

○厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>

○厚生労働省報道発表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 2 1 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルスによる肺炎の発生に係る情報提供等について（協力依頼）

標記について、中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、我が国でも感染者が確認されております。

このため、1月16日付けで「中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスによる肺炎の発生に係る注意喚起について」で感染症危険情報の的確な情報提供、検疫への協力を依頼したところです。

今般、別添の国土交通大臣指示に基づき、改めて、新型コロナウイルスに関連した感染症への対応が求められていることから、当庁からも適宜、情報提供を行うこととしておりますので、最新の情報を収集するとともに、旅行者に対し新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに帰国時の検疫等に協力することについて、御協力いただきますよう貴都道府県知事登録の旅行業者等に対し、周知をお願い申し上げます。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
国土交通省幹部会議関係資料

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する
国土交通大臣指示

令和2年1月21日

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところであるが、今後の更なる感染拡大に備え、関係各局においては、厚生労働省等関係省庁と緊密に連携し、引き続き、以下の事項を適切に実施すること。

- 航空事業者、旅行事業者等、関係事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。
- 航空局、海事局及び港湾局は、空港及び港湾施設における検疫の実施の円滑化及び海外渡航者への情報提供等、水際対策の徹底について必要な支援を行うこと。
- 海上保安庁は、関係機関と連携を密にし、水際対策の徹底を図るとともに、航行船舶に対し必要な情報の提供を行うこと。

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房危機管理室 佐藤、神岡

03-5253-8111 (内線 57702、57706)

03-5253-8974 (直通)

(参考)

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

令和 2 年 1 月 21 日
新型コロナウイルスに関連した
感染症対策に関する関係閣僚会議

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところであるが、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、以下の事項について引き続き適切に実施し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認する。

- 1 感染のリスクが高い地域からの入国者・帰国者に対する検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認を始めとする水際対策を徹底する。
- 2 医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に国立感染症研究所での検査する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底する。
- 3 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況や感染性・病原性等について、世界保健機関や諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
- 4 国民に対して、引き続き迅速かつ的確な情報提供を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、感染者の個人情報の取扱いには十分に留意する。